

# 緊急時避難準備区域解除に係る復旧計画(概要版)

田 村 市

このたび、田村市内の緊急時避難準備区域が解除される運びとなりました。これを受け田村市では、住民の皆様への帰還実現に向けて、必要な対策を講じてまいります。住民の皆様が安心して生活できるよう、平成24年3月末までに、学校、公共施設、通学路等の環境づくりの完了を目指して、復旧計画を推進してまいります。

## 1. 住民の移転

- ・ 緊急時避難準備区域の解除に関する説明会等により住民の皆様にお知らせするとともに、帰還の意思を確認するため住民アンケート調査等を実施する予定です。各行政局（都路、船引、常葉）に帰還に関する総合相談窓口を開設し、住民の皆様のお問い合わせに応じます。
- ・ 避難先から自宅に戻り生活を始めるために要した費用（引越し費用、家屋の修繕費、カビ除去等の清掃費、除草費、その他長期不在に起因する家財道具の修理費等）は、東京電力に全額負担を求め、これらの支払いについては、一定額の前払いを行うことなど、避難者の被害に対する対応を国、東京電力へ求めていきます。
- ・ なお、都路町における警戒区域内の住民の皆様は、緊急時避難準備区域と生活圏を同じくしていることから、住民の皆様同士の結びつきを保つために、警戒区域内の細やかなモニタリングと除染を前提として、早急に警戒区域の解除または縮小を行い、帰還が可能な状態とすることを国に要望していきます。

## 2. 市役所の移転・業務再開

- ・ 田村市役所は指定区域外にあるため通常どおりの業務を行っています。都路行政局は、業務を再開しています。

## 3. 幼稚園、学校の再開

- ・ 施設設備の改修や通学路等の除染など安全で安心できる保育・教育環境が整い、従来と同等の活動ができる状態になった時点で、保護者を含む地域住民説明会を開催し、理解、同意を得た後に再開します。
- ・ 警戒区域内から通う園児・児童・生徒も含めた学区内全員が通園・通学できる状態となってから再開することが望ましいため、速やかに警戒区域の解除または縮小する

ことを国に要望していきます。

- ・ なお、幼稚園、学校等のグラウンドの表土除去は、夏休み中に実施しました。

#### 4. 診療所の再開

- ・ 診療所・歯科診療所は、平成23年7月12日から通常通りの診療業務を再開しています。

#### 5. 福祉施設の再開

- ・ 特別養護老人ホームは、施設の修繕、除染、クリーニングを実施した後、緊急時避難準備区域解除の2ヶ月後の再開を目指しています。デイサービス事業については、解除後に利用者の数を把握し再開時期を検討します。

#### 6. インフラの状況と復旧

- ・ 電気、ガス、ゴミ収集・処理については、すべて復旧しています。
- ・ 上水道は正常に稼働しています。水道水の検査では放射性物質は検出されていませんが、万全を期して今後もモニタリングを継続します。なお、井戸水、引き水の飲用が大半ですので、皆様が安心して利用できるよう、国に対して放射線の全戸検査を求めています。
- ・ 合併処理浄化槽等は、帰還後に点検等を行う必要があると考えられますが、その補修に要した費用は国、東京電力が全額負担することを求めています。
- ・ 被害が確認された道路は、現在復旧工事を行っており、全箇所の早期復旧を目指します。
- ・ 農業用水は、大きな被害は見受けられません。

#### 7. 除染関連

##### 7-1. 表土の除染

- ・ 子どもたちがより安心して生活できる環境を取り戻すため、学校や公園など子どもが集まる施設は表土除去を実施します。
- ・ 区域内の農地は、適切な除染方法の提示を国に要望するとともに、より詳細な土壌調査と適切な除染を実施します。森林についても、適切な除染方法の提示を国に要望していきます。
- ・ 表土等の仮置場については、あらかじめ説明会を行い、地域内に設置できるよう住民の皆様のご理解とご協力をお願いしていきます。

- ・ なお、除染に要する費用については、国に全面的な支援を要望していきます。

## 7-2. 側溝の泥などの生活圏の除染

- ・ 高線量になりやすい、通学路沿いの側溝や施設の雨樋などを重点的に除染するとともに、住宅についても周囲の側溝や雨樋等の除染計画を作成します。

## 8. 公共機関・サービス

### 8-1. 警察・消防

- ・ 都路駐在所は平成23年5月6日から通常通りの業務を再開しています。
- ・ 都路分署は、変則勤務（昼間は隊員が常駐しているが夜間は不在となり、都路分署の夜間業務を常葉分署が担当）を行っていますが、郡山広域消防組合との協議により、緊急時避難準備区域の解除に併せて通常勤務とする予定です。

### 8-2. 公共交通機関

- ・ 福島交通の路線バスは、平成23年6月1日から通常通りの運行を再開しています。

### 8-3. 民間サービス

- ・ JA たむら都路支店、郵便局、宅配、新聞、電話回線・携帯電話基地局、ガソリンスタンドは、すべて営業・稼働しています。

## 9. 産業・雇用について

- ・ 農林畜産物、観光事業に対する風評被害を払拭するため、農林畜産物の放射線測定や、キャラバン運動等を展開します。
- ・ 商工業の再開支援のために、損害に対する補償、操業再開にかかる諸費用の負担を国または東京電力に求めるとともに、工場等の移転・休業を防止し、通常操業を維持することにより就労の機会を確保していきます。

## 10. 仮設住宅の整備

- ・ 平成24年3月までに警戒区域が解除される見込みがない場合は、警戒区域内に自宅を持つ住民の皆様の要望に応じて都路地域に仮設住宅を設置するとともに、恒久的な住宅を整備する際には、県の支援や国、東京電力に経費の全額負担を求めています。

田村市復旧計画工程表

	項目	備考	解除後経過期間			
			解除～1ヵ月後	～3ヶ月後	～平成24年3月	平成24年4月～
I 住民、役所関係	1. 住民の移転		○相談窓口開設 ○説明会、アンケートの実施		○住民の意向により順次帰還	◎帰還環境づくり完了
	2. 市町村役場の移転・業務再開	田村市は対象外				
II 幼稚園・学校関係	3. 幼稚園・学校の再開					
	3-1) 幼稚園の再開	○応急修繕、表土除去実施済	施設の健全性確認、修繕 施設内と周辺の除染 職員の確保	○説明会、保護者の意向調査		◎保護者の意向を考慮し再開時期決定
	3-2) 学校の再開	○校舎等の損壊状況確認済 ○グラウンド表土除去実施済	復旧工事 施設内と周辺の除染	○説明会、保護者の意向調査		◎保護者の意向を考慮し再開時期決定
III 診療所、福祉施設関係	4. 診療所の再開	◎7/12より再開				
	5. 福祉施設の再開		施設内クリーニング 施設周辺の除染 利用者数の把握 職員の確保 配置変更	◎再開 (デイサービスは未定)		
IV インフラの復旧	6. インフラの状況と復旧					
	6-1. 電気、ガス、ごみ収集・処理	◎復旧済み				
	6-2. 上水道の復旧	○上水道のモニタリング実施中	井戸水のモニタリング 上水道のモニタリング			
	6-3. 下水道の復旧	○帰還後点検必要	○広報等で注意喚起 保守点検(戸別対応)	◎戸別ごとに帰還後再開		
	6-4. インフラの復旧(道路等)	○道路復旧工事中	道路の健全性再確認			
V 除染関係	7. 除染関係					
	7-1. 表土の除染	○学校のグラウンドの表土除去実施済	子供が利用する施設の除染 農地の汚染調査 山林の除染(国の計画による)	農地の除染		
	7-2. 側溝の泥などの生活圏の除染		○アドバイザーによる講習 ○除染計画立案 除染の実施 県の線量低減化活動支援事業の活用			
VI その他	8. 公的機関・サービス					
	8-1. 公的機関の再開(警察・消防)	◎駐在所は5/6より通常業務再開	○都路分署再開予定			
	8-2. 公共交通機関の復旧	◎6/1より再開				
	8-3. 生活に必要な民間サービス	◎営業中	仮設店舗の設置 検討			
	9. 産業・雇用に関すること		農林畜産物に対する賠償金の支払い キャラバン運動、企業に対する風評被害対策の実施 操業再開事業者への補助金(国、県の計画による)			
	10. 仮設住宅の整備				仮設住宅整備	